

川崎港を利用される事業者様へ

2026年度 川崎港利用促進コンテナ貨物補助制度 のご案内

川崎港では、川崎港の利用促進と海上コンテナ輸送のさらなる活性化に向けて、川崎港を利用し輸移出入を行う海上コンテナ輸送に対し、次のとおり補助金を交付します。

ぜひ、当補助制度を活用いただき、川崎港をご利用ください。



詳細はお問い合わせください！

申請受付期間

2026年5月1日～2027年2月28日

※補助金交付予定額の合計が、2026年度の予算額に達した場合は、受付を終了します（市HPでお知らせします）

補助対象者

荷主、フォワーダー、ドレージ会社等

2026年度中の取扱貨物が補助対象です！

補助対象貨物

2026年4月1日～2027年3月31日の間に、船舶（はしけを含む）により川崎港において輸出入、移出入された海上コンテナ貨物

※補助対象となる事業、補助の条件等については、別表をご参照ください

お問い合わせはこちらまで

川崎市港湾局港湾経営部経営企画課 TEL 044-200-3628

メール 58keiki@city.kawasaki.jp

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 16階

川崎港 コンテナ補助



HP



補助金の申請から交付まで

事業者様

①補助金交付申請

⑤受領

⑥定期報告

⑧実績報告

⑫受領

⑬請求

⑮補助金受領

申請書類一式を提出（第1号様式）
補助金交付決申請書／事業計画書／会社概要／誓約書

コンテナ貨物補助事業審査委員会での審査後に「補助金交付決定通知書」を送付

原則毎月末までに、前月分の実績を証明書類（B/L及び許可書の写し等）を添えて報告

※ 事業計画の変更や、補助対象貨物量の「1TEU以上の増加」又は「20%以上の減少（計画値が200FEU以上の事業に限る）」が見込まれる場合は、「補助金交付変更決定申請書」（第6号様式）を提出

当該年度の事業終了時に、補助金交付決定事業実績報告書（第3号様式）を提出
（事業開始日から3月31日までの実績）

コンテナ貨物補助事業審査委員会での審査後に「補助金額確定通知書」を送付

請求書（第5号様式）を提出

口座振込み

川崎市

②受付

③審査

④補助金交付決定

⑦確認

⑨受付

⑩審査

⑪補助金額確定

⑭補助金交付

【別表】 2026年度 川崎港利用促進コンテナ貨物補助制度一覧

事業区分		(1) 新規事業	(2) 継続事業	(3) リーフター貨物促進事業	(4) アジア貿易促進事業	(5) コンテナラウンドユース促進事業	(6) トライアル事業
事業の内容		新たに川崎港コンテナターミナルを利用し、外国諸港湾又は国内諸港湾との間で海上コンテナ貨物を輸出、輸入、移出又は移入する事業	前年度までに新規事業として補助金交付決定を受けた事業で、当該年度においても継続する事業(事業を開始した日から3年を経過していない事業)	川崎港コンテナターミナルと外国諸港湾又は国内諸港湾の間でリーフター貨物を輸出、輸入、移出又は移入する事業	川崎港コンテナターミナルと、アジアの諸港湾を直接結ぶ航路の維持等に重要な海上コンテナを輸出、輸入する事業	川崎港コンテナターミナルを基点として同一の海上コンテナを実入り往復陸送する事業	新たな物流ルート構築に向け、試験的に、川崎港コンテナターミナルを利用し、外国諸港湾又は国内諸港湾との間で海上コンテナ貨物を輸出、輸入、移出又は移入する事業
補助対象者		荷主・フォワーダー等				ドレージ会社等	荷主・フォワーダー等
補助対象貨物(※1)		全量	全量	上限300FEU(1)、(2)、(4)の補助対象貨物を除いた貨物量	当該年度の取扱貨物の総量(※2)から、(1)、(2)、(3)の補助対象貨物を除いた貨物量	全量(ただし、1ラウンドを1単位とする。)	全量
利用条件		原則毎月1FEU以上の継続利用があること					<ul style="list-style-type: none"> ・新たな物流ルート(他港からの転換貨物を含む)であり、本市のコンテナ貨物補助制度の利用実績がない事業であること ・トライアル事業実施後に継続して川崎港を利用する場合に、原則毎月1FEU以上の利用が見込まれる事業であること ・対象事業に対する川崎市からのヒアリング及び効果検証への協力(※4)を行うこと
補助金額(※5)	1FEUあたりの単価	10,000円 (輸出100FEU以上の場合15,000円)	10,000円	10,000円	3,000円	5,000円 (1往復あたり)	50,000円 (1TEUあたり25,000円)
	1事業あたりの上限金額	1,000万円 (500万円(※6))	1,000万円 (500万円(※6))	300万円	2,000万円	2,000万円	100万円(※7)

注解

- ※1 船舶(はしけを含む。)により川崎港において輸出、輸入、移出又は移入された海上コンテナ貨物を対象とします(陸上輸送のみのコンテナは対象外)。補助対象となるコンテナは、荷の積載の有無を問いません。ただし、(5)の事業については実入りコンテナ貨物を輸送する事業を対象とします。
- ※2 申請事業者が、補助申請の有無にかかわらず、当該年度に川崎港コンテナターミナルを利用した全ての海上コンテナ貨物の量(補助対象貨物を含む)を指します。
- ※3 既に補助金交付実績がある事業について、直近3か年以内に補助金交付を受けた貨物がない場合に、1回に限り新規事業の利用が可能となります。
- ※4 ヒアリングやアンケートへご協力いただくほか、コスト比較のため、①国内輸送に要する経費、②海上輸送に要する経費、③荷役業務に要する経費、④輸出入の手続きに要する経費、その他新たな物流ルートの構築に必要な諸経費に関する資料を御提出いただけます。
- ※5 (1)～(4)の事業については、補助対象期間の総取扱量をFEUに換算して算出します(20フィートコンテナは0.5FEU、45フィートコンテナは1.125FEU)。なお、端数は切り上げます。
- ※6 既に補助金交付実績がある事業について、直近3か年以内に補助金交付を受けた貨物がなく、2026年度以降に新規事業を利用する場合、当該申請に係る新規事業及び継続事業の上限額は500万円となります。
- ※7 (6)トライアル事業の1事業者様あたりの上限額は、輸移出100万円、輸移入100万円、合計最大200万円となります。

注意事項

- ・同一のコンテナに対し、複数の事業者に補助の適用はできません。
- ・補助対象者が複数ある場合には、当該事業者間で調整の上、いずれかの事業者が申請するか、複数の事業者による共同申請とします。
- ・事業を途中で中止した場合は、補助金交付対象とならないことがあります。
- ・補助金の申請等に関して虚偽の申請や不正な行為があった場合は、補助金交付決定の取消しや交付した補助金の返還を命ずることがあります。
- ・2027年度以降は、制度の内容が変更になることがあります。
- ・「川崎市中小企業利用促進コンテナ貨物補助制度」と「川崎港利用促進コンテナ貨物補助制度」との重複申請はできません。
- ・制度の詳細については「川崎港利用促進コンテナ貨物補助制度実施要綱」をご覧ください。